

米国規制への対応に伴う CDS 清算業務に関する業務方法書の取扱い等の一部改正について

## I. 改正趣旨

2017年5月15日付で、当社は、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）から、米国規制上の DCO（Derivatives Clearing Organization）としての登録義務免除の範囲について CDS も含むよう拡大する決定（以下「修正登録免除決定」という。）を受けたが、当該修正登録免除決定において、清算約定に係る当社の CFTC 及び Swap Data Repository（以下「SDR」という。）への報告や、清算約定の当事者と当社による SDR への二重報告の回避等の条件が付された。また、当社は SDR として DTCC Data Repository (U. S.) LLC（以下「DTCC」という。）を利用しているが、DTCC は、清算機関に対しても利用料の負担を求めている。修正登録免除決定に対応するとともに、SDR 報告に関する手数料を新たに導入すべく、CDS 清算業務に関する業務方法書の取扱い及び CDS 清算業務に係る手数料に関する規則について、別紙のとおり所要の改正を行う。

## II. 改正概要

	(備 考)
<p>1. 清算約定に係る当社による CFTC 及び SDR への報告</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当社は CFTC に対し、当社営業日ごとに U. S. Person（※1）の清算約定に係る当初証拠金、変動証拠金等の情報を報告する。</li><li>・当社は CFTC に対し、四半期ごとに U. S. Person の清算約定に係る想定元本等の情報を報告する。</li><li>・当社は SDR に対し、清算約定に係る報告を行う。</li></ul> <p>(※1) CFTC が公表する Interpretive Guidance and Policy Statement regarding Compliance with Certain Swap Regulations (78 Fed. Reg. 45292 (July 26, 2013)) IV. A. 4 に規定される U. S. Person</p>	<p>・ C D S 清算業務に関する業務方法書の取扱い（以下「業務方法書の取扱い」という。）第 5 9 条の 5 第 1 項、第 2 項及び第 3 項等</p>
<p>2. 清算約定に係る清算参加者による SDR への報告の禁止等（※2）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・清算参加者は、SDR に対し清算約定に係る Code of Federal Regulations TITLE 17 Commodity and Securities Exchanges CHAPTER I COMMODITY FUTURES TRADING COMMISSION（以下「CFTC Regulation」という。）Part45 に基づく報告を行わないものとする。</li><li>・受託清算参加者は、清算委託者が SDR に対し、委託清算約定に係る CFTC Regulation Part45 に基づく報告を行わないよう努めるものとする。</li></ul> <p>(※2) 当社は、修正登録免除決定に基づき清算約定の SDR 報告を行う必要があるが、清算参加者等から SDR に対して同様の報告が重複して行われることを回避するための対応。</p>	<p>・ 業務方法書の取扱い第 5 9 条の 5 第 4 項及び第 5 項</p>
<p>3. 取引報告手数料の導入</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ SDR への取引報告に係る手数料として、取引報告に係る清算約定の件数に応じた手数料を定める。</li></ul>	<p>・ C D S 清算業務に係る手数料に関する規則第 2 条、第 5 条の 3、等</p>

Ⅲ. 施行日

2017年11月1日から施行する。

以 上

CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. CDS清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	2
2. CDS清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	4

CDS清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(FCMの登録等に関する届出)</p> <p>第59条の4 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該清算参加者がU. S. Person (U. S. Commodity Futures Trading Commission (以下「<u>米国商品先物取引委員会</u>」という。))が公表するInterpretive Guidance and Policy Statement regarding Compliance with Certain Swap Regulations (78 Fed. Reg. 45292 (July 26, 2013)) I V. A. 4. に規定されるU. S. Personをいう。以下同じ。)に該当することとなる場合又は該当しなくなる場合</p> <p>(4) (略)</p> <p>(清算約定の内容等の報告)</p>	<p>(FCMの登録等に関する届出)</p> <p>第59条の4 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該清算参加者がU. S. Person (U. S. Commodity Futures Trading Commissionが公表するInterpretive Guidance and Policy Statement regarding Compliance with Certain Swap Regulations (78 Fed. Reg. 45292 (July 26, 2013)) I V. A. 4. に規定されるU. S. Personをいう。以下同じ。)に該当することとなる場合又は該当しなくなる場合</p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第59条の5 <u>当社は、米国商品先物取引委員会がU. S. Commodity Exchange Act Section 5b (h)の規定に基づき発行した2017年5月15日付Amended Order of Exemption from Registration (以下「<u>修正登録免除決定</u>」という。)(9) (a)の定めるところに従い、当社営業日ごとに、米国商品先物取引委員会に対し、U. S. Personの清算約定に関し、当初証拠金所要額、当初証拠金預託額、変動証拠金所要額その他の情報について報告を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、修正登録免除決定(9) (b)の定めるところに従い、四半期ごとに、米国商品先物取引委員会に対し、U. S. Personの清算約定に関し、その想定元本その他の情報について報告を行う</u></p>	

ものとする。

3 当社は、修正登録免除決定（10）の定めるところに従い、Swap Data Repository (U. S. Commodity Exchange Act Section 1a (48) に規定する Swap Data Repository をいう。以下「SDR」という。）に対し、清算約定に関し、その当事者（清算約定（委託分）にあつては、当該清算約定（委託分）に係る清算委託取引の当事者である清算委託者。）、想定元本その他の情報について報告を行うものとする。

4 清算参加者は、SDRに対し、清算約定に係るCode of Federal Regulations TITLE 17 Commodity and Securities Exchanges CHAPTER I COMMODITY FUTURES TRADING COMMISSION Part 45に基づく報告を行わないものとする。

5 受託清算参加者は、清算委託者がSDRに対し、委託清算約定（別紙様式第3号「CDS清算受託契約書」第2条第1号に規定する委託清算約定をいう。）に係る前項に規定する報告を行わないよう努めるものとする。

付 則

この改正規定は、平成29年11月1日から施行する。

CDS 清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(手数料の種類)</p> <p>第2条 業務方法書第16条に規定する当社が定める手数料は、清算手数料、コンプレッション手数料、アドホック・コンプレッション手数料、ポジション移管手数料、クレジットイベント決済手数料、<u>コラテラル手数料 及び取引報告手数料</u>とする。</p>	<p>(手数料の種類)</p> <p>第2条 業務方法書第16条に規定する当社が定める手数料は、清算手数料、コンプレッション手数料、アドホック・コンプレッション手数料、ポジション移管手数料、クレジットイベント決済手数料 <u>及びコラテラル手数料</u>とする。</p>
<p>(取引報告手数料)</p> <p><u>第5条の3 各月のSDR報告清算約定(CDS)に係る取引報告手数料は、次の算式により算出される額を当社が公示により定めるところにより円換算した金額とする。</u></p> <p><u>(SDR報告清算約定(CDS)の件数に応じた手数料相当額の総額として当社が公示により定める金額) × (各清算参加者に係るSDR報告清算約定(CDS)の残存件数として当社が公示により定める件数) / (SDR報告清算約定(CDS)の総残存件数として当社が公示により定める件数)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2 前項の「SDR報告清算約定(CDS)」とは、清算約定のうち、Swap Data Repository (U. S. Commodity Exchange Act Section 1a (48) に規定する Swap Data Repository をいう。) に対し、その当事者 (清算約定 (委託分) にあつては、当該清算約定 (委託分) に係る清算委託取引の当事者である清算委託者)、想定元本その他の情報についての報告が行われたものをいう。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(手数料の支払時期等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 清算参加者は、毎月分の取引報告手数料を、翌々月20日 (同日が当社営業日でない場合に</u></p>	<p>(手数料の支払時期等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>

は、翌当社営業日)までに、消費税及び地方消費税相当額を加算して当社に支払うものとする。

付 則

この改正規定は、平成29年11月1日から施行する。